

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 4 日

各 都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
（ 公 印 省 略 ）

特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについて

今般、別添 1「特別定額給付金給付事業について」（令和 2 年 4 月 30 日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下「総務省事務連絡」という。）のとおり、特別定額給付金の支給が市町村（特別区を含む。）において行われることとなっています。

特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについては、給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うことといたしますので、遺漏なきよう、管内市町村（保険者）に周知を図るよう御願いたします。

問1 介護保険制度において保険料段階や各種給付等の判定に用いられる「合計所得金額」「年金収入及びその他の合計所得金額」には、特別定額給付金は含まれるのか。

(答)

総務省事務連絡「第20 その他」(2)によれば、「特別定額給付金は、(中略)地方税法の規定により、(中略)地方税において非課税措置が講じられていること」とされていることから、「合計所得金額」及び「年金収入及びその他の合計所得金額」には含まれない。

問2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における対象者の要件の「年間収入」及び「預貯金等」には、特別定額給付金は含まれるのか。

(答)

別添2「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)及び特別低額給付金の趣旨・目的を踏まえ、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業については、現に本事業の対象として認定を受けている者については、特別定額給付金は収入及び預貯金等には含まないこととする。

また、今般の取扱いに伴い、平成17年8月全国介護保険担当課長会議資料でお示ししているQAを改訂し、以下の下線部を追加する。

＜平成17年8月全国介護保険担当課長会議資料

「5-8 これまでに寄せられた主な質問に関する考え方(17年10月施行関係)」(抄)＞

(問5) 収入要件の「年間収入」には、非課税収入や仕送りなどは含まれるのか。

(答)

「年間収入」は、非課税収入や仕送りなども含むものである。

但し、特別定額給付金については、現に社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象として認定を受けている者については、年間収入及び預貯金等には含まない。

なお、生活保護制度においても、別添3「特別定額給金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)」(令和2年5月1日社援保発0501第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、「被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする」、また、被保護者が同給付金を「受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること」とされている。

問3 特定入所者介護（予防）サービス費における預貯金要件（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）には、特別定額給付金は含まれるのか。

（答）

問2と同様に、現に特定入所者介護（予防）サービス費の対象として認定を受けている者については、特別定額給付金は収入及び預貯金等には含まないこととする。

なお、段階を判定する際の年間収入等については、問1の通り特別定額給付金は含まれないものである。

事 務 連 絡
令和2年4月30日

各都道府県特別定額給付金担当部長
各指定都市特別定額給付金担当部長 殿

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室長

特別定額給付金給付事業について

特別定額給付金給付事業につきましては、平素から多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、「特別定額給付金給付事業実施要領」により、実施することとしたので通知します。

なお、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市は除く）に対して速やかに御連絡いただくようお願い申し上げます。

特別定額給付金給付事業実施要領

令和 2 年 4 月 30 日

第 1 章 基本的枠組み

- 第 1 目的
- 第 2 実施主体
- 第 3 給付対象者
- 第 4 給付額
- 第 5 申請・受給権者
- 第 6 代理人の範囲

第 2 章 申請受付準備から給付までの流れ

- 第 7 給付対象者等のリストの作成
- 第 8 申請方法等
- 第 9 申請受付開始日及び申請期限
- 第 10 給付決定
- 第 11 給付方法
- 第 12 オンライン申請方式の受付及び給付に係る留意点
- 第 13 申請書が届かない方の取扱い

第 3 章 円滑な事業実施における留意点

- 第 14 広報
- 第 15 感染拡大防止策
- 第 16 犯罪対策
- 第 17 随意契約
- 第 18 個人情報保護
- 第 19 申請が行われなかった場合等の取扱い
- 第 20 その他

第 1 章 基本的枠組み

第 1 目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）（以下「緊急経済対策」という。）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業（以下「給付事業」という。）を行うこと。

第2 実施主体

給付事業の実施主体は市区町村であること。

第3 給付対象者

特別定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市区町村長が認めるものを含む。）であること。

第4 給付額

給付額は、給付対象者1人につき10万円であること。

第5 申請・受給権者

特別定額給付金の申請・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））であること。

1 DV等避難者の取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）（以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していない者が、次に掲げる（1）から（3）までの要件のいずれかを満たしている旨を居住地の市区町村（以下、「居住市区町村」という。）に申し出た場合、当該DV等避難者については、居住市区町村における申請・受給権者とする。

（1）その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されてい

ること。

(2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。))が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

(3) 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

2 施設入所等児童等の取扱い

以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日時点で満18歳に満たない者(平成14年4月28日以降に生まれた者))をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))をいう。以下同じ。)(以下「施設入所等児童等」という。))であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等の所在地にその住民票を移していない者については、当該施設等の所在地の市区町村における申請・受給権者とすること。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法に規定する里親に規定する保護者をいう。②において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)

(2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。))に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。))に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」とい

う。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

3 措置入所等障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地にその住民票を移していない者については、当該施設等の所在地の市区町村における申請・受給権者とすること。

(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者をい

う。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに宿泊まりしている方(以下「ホームレス等」という。)であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、居住市区町村において住民基本台帳に記録されたときは、当該居住市区町村において申請・受給権者とする事。

その具体的な手続きは第13の1を参照すること。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市区町村に申し出た者(以下「申出者」という。)について、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けた市区町村長が相当と認めるときは、当該市区町村において申請・受給権者とする事。

その具体的な手続きは第13の2を参照すること。

第6 代理人の範囲

1 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者は、原則として次の(1)から(3)までに掲げる者に限るものとする事。(「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」(令和2年4月27日事務連絡)参照)

(1) 基準日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)

(3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者

(4) 申請・受給権者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理として、例えば、下記の

ような場合が想定されるものであること。

① 寝たきりの者や認知症の者等の場合

民生委員、自治会長、親類の者その他平素から申請・受給権者本人の身の周りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、申請・受給権者と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認することとすること。

② 老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設に入所している者

施設の職員による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、口頭で質問したり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認すること。

③ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている者

里親による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求めるなどして、当該代理が、里親が里子のためになすものであることを確認すること。

④ DV等避難者

民間支援団体による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類や、民間支援団体の職員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、DV等避難者のためになすものであることを確認すること。

⑤ 留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者

当該未決拘禁者は、弁護士による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、本人と代理人との関係を証する書類の提示を求めるなどして、当該代理が、未決拘禁者のためになすものであることを確認すること。

2 代理人の本人確認及び申請・受給権者と代理人との間の代理関係の確認については次の（１）及び（２）のとおりとすること。

（１）代理人が給付金の代理申請・受給をするときは、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することに加え、代理人の本人確認書類

及び申請・受給権者との間の代理関係を確認すること。

- (2) 市区町村長は、代理人の本人確認ができなかった場合、又は申請・受給権者と代理人と間の代理関係を確認できなかった場合には、基本的には申請を受け付けないものとする。

第2章 申請受付準備から給付までの流れ

第7 給付対象者等のリストの作成

- 1 市区町村は、基準日の終了時点の住民基本台帳における氏名・住所等を記載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成すること。その際、「特別定額給付金の給付対象者リストの作成に当たっての留意点」（令和2年4月24日事務連絡）を踏まえること。
- 2 各市区町村においては、住民基本台帳システムの保守等を行う委託事業者と密に調整し、必要に応じてシステム改修等を行い、リストに基づき、給付対象者の申請受付状況、振込口座の情報、給付決定状況等の管理等を行うこと。
（「特別定額給付金（仮称）事業に係るシステム改修等について」（令和2年4月23日事務連絡）参照）
- 3 DV等避難者についての対応
市区町村は、DV等避難者の申出者（支給候補者）リスト及び被申出者（支給停止者）リストを作成し、随時更新すること。（「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月22日事務連絡）参照）
 - (1) 全国一律の原則的な事前申出期間（令和2年4月24日から令和2年4月30日まで）を設け、その期間中にDV等避難者から申出を受け付けること。
 - (2) 市町村間の連絡調整期間（令和2年5月1日から令和2年5月8日まで）においては、DV等避難者から申出を受けた居住市区町村は、申出者（支給候補者）リストを居住市区町村が所在する都道府県から、住民票が所在する都道府県を経由し、住民票が所在する市区町村（以下「住民票所在市区町村」という。）に送付すること。
 - (3) 住民票所在市区町村においては、当該リストをもとに申出者（支給停止者等）リストを作成することで、配偶者等から当該DV等避難者に係る給付金の申請があった場合でも、当該配偶者に給付金を支給しない取扱いとすること。
 - (4) 当該申出期間を経過した後の申出についても、随時、遅滞なく事前申出期間内の事務処理に準じた市町村間の連絡調整を行い、申出が住民票所在市区町村に到達した時点で、申出者分の給付金を申請した配偶者等に対し給付金の支給決定が行われていなければ、申出者分の給付金は居住市区町村から支

給する取扱いとすること。

- (5) 申出期間中の申出、申出期間を経過した後の申出のどちらの場合も、当該申出者分の給付金が既に配偶者に支給されていたとしても、当該申出者に対し給付金を支給する取扱いとすること。
- (6) 配偶者に対し支給した申出者分の給付金については、第8の1の(1)の申請書様式において、「世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただく」旨、申請者の同意をとることとし、重複して配偶者に対し給付金を支給した場合は、当該事由に当たるものとなり、既に配偶者に支給された給付金については返還を求める取扱いとすること。

4 施設入所等児童等についての対応

市区町村は、施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）及び支給先管理リスト（住民票所在市区町村）を作成し、随時更新すること。（「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月27日事務連絡）参照）

- (1) 施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体において、施設入所等児童等に係る情報を整理し、全国一律に設定した原則的な連絡調整期間（令和2年5月1日から5月8日まで）中に「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことにより、「住民票所在市区町村」において「支給先管理リスト（住民票所在市区町村）」を作成し、「施設所在市区町村」において「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」を作成すること。
- (2) 当該児童等の保護者から当該児童等に係る給付金の申請があった場合でも、当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、「施設所在市区町村」から当該児童等に給付金を支給する取扱いとすること。

5 措置入所等障害者・高齢者についての対応

市区町村は、措置入所等障害者・高齢者リストを作成し、随時更新すること。（「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月27日事務連絡）参照）

- (1) 入所等の措置を講じた市町村の担当課室は、措置入所等障害者・高齢者に関する情報を給付金担当課室に提供し、その情報を受けた給付金担当課室で「措置入所等障害者・高齢者リスト」を作成すること。
- (2) 給付金担当課室においては、養護者から措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の申請があった場合、当該リストをもとに、当該申請に係る者が措置入所等障害者・高齢者に該当するか否か等を確認し、養護者からの申請である場合には当該給付金を支給せず、本人による申請又は施設職員による代理申請

である場合には給付金を本人に支給する取扱いとすること。

第8 申請方法等

1 申請書の様式

- (1) 国において、標準様式（様式1）及びOCRでの読み取りも考慮したOCR対応様式（様式2）を示していること。（「特別定額給付金（仮称）の申請書の様式等について」（令和2年4月24日事務連絡）参照）
- (2) OCR対応様式を使用する際には、OCRでの円滑な処理の観点から、本人確認書類の写し等は申請書の裏面に添付するのではなく、申請書とは別の用紙に添付するかたちとすること。

2 申請方法

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを基本とし、本人確認を的確に行うとともに、感染拡大防止に留意する観点から、給付金の申請方法は次の(1)及び(2)の方式を基本とし、広報により、その旨を周知すること。

(1) 郵送申請方式

- ① 市区町村は、リストに基づきあらかじめ世帯員の情報を印刷した申請書を申請・受給権者宛てに郵送すること。

その際、各地域の配達等を担当する郵便局と相談の上で、申請書の配送に係る計画を策定する等の工夫により、申請書の速やかな配送に努めること。

また、申請書の返信用封筒に関し、料金受取人払郵便物を利用する場合には、速やかに各地域の郵便局と相談し、承認番号及び整理番号を取得すること。（「特別定額給付金（仮称）事業に係る郵便局との調整等について」（令和2年4月24日事務連絡）参照）

- ② 申請書を受け取った申請・受給権者は、振込先口座番号を記入し、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写し等の本人確認書類及び金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し等の振込先口座の確認書類（水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合は不要）とともに市区町村に郵送するものであること。

- ③ やむを得ず窓口申請書を持参する人がいる場合には、窓口において本人確認を行うこととすること。

その際、なりすまし等による不正受給を防止するため、本人確認書類については、基本的には、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、各種免許証などの顔写真が貼り付けられているものの提示を求めることが望ましいこと。

(2) オンライン申請方式

- ① マイナンバーカードを所持している申請・受給権者について受け付けるものであること。
 - ② 申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座番号を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）するものであること。
- (3) 具体の申請手続きに際し、上記(1)及び(2)以外の方法をとることが必ずしも否定されるものではないが、その際には、上記(1)及び(2)と同程度の本人確認の方策を講じるとともに、感染拡大防止対策を徹底していただく必要があること。（「特別定額給付金事業（仮称）における申請手続きに係る留意点について」（令和2年4月30日事務連絡）参照）

第9 申請受付開始日及び申請期限

1 申請受付開始日

申請受付開始日は、市区町村において、郵送申請方式及びオンライン申請方式それぞれについて設定することができること。

なお、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、いずれの場合も可能な限り速やかに受付が開始されることが望ましいこと。

2 申請期限

申請期限は、当該市区町村における郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内とすること。

第10 給付決定

市区町村は、第8によって提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、給付金を支給するものであること。

その際、本人確認書類と申請書に記載された氏名等を突合すること。

第11 給付方法

- 1 給付は、第10により給付決定をした後、申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行うこととすること。

(1) 多数の口座振込みが短期間に集中すると考えられることから、市区町村と指定金融機関の間で、支給日の分散化に留意しつつ、具体的な取扱いについて密に意見交換を行うこと。（「特別定額給付金（仮称）事業（金融機関関係）の留意点について」（令和2年4月23日事務連絡）参照）

この点について、金融庁から金融機関に対して、市区町村と連携して積極的

な対応に務めるよう周知されているので留意すること。（「特別定額給付金（仮称）事業の円滑な執行への協力について」（令和2年4月23日金融庁監督局総務課長名事務連絡））

- ① 受取口座を確認するに当たっては、提出された通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し（口座番号、カナ氏名等が分かるもの）に記載された口座番号、カナ氏名等と申請書に記入された内容との一致を確認すること。
 - ② 市区町村が給付金の振込を指定金融機関に依頼する場合には、全国銀行協会制定の総合振込フォーマット（又は指定金融機関所定のフォーマット）により、インターネットバンキングまたは電子媒体等で振込データを作成・交付することを原則とすること。
 - ③ 申請者による口座番号の誤記入等を避けるための工夫を行うことが望ましいこと。例えば、申請人が申請書を返送する際に用いられる返信用封筒に、当該写しと申請書に記入された口座番号、カナ氏名等が一致していることを確認する旨のチェックボックスを印字する等が考えられること。
 - ④ 仮に振込不能が生じた場合、受取口座のある金融機関から指定金融機関に対し速やかに資金返還を行うことができるよう、市区町村は、「振込依頼人名」欄に、当該資金が特別定額給付金に係るものである旨の記入を行う等の工夫を図ること。振込依頼人名の例：（市区町村名）トクベツキョウ
- 2 銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、市区町村の窓口における給付を認めることとすること。

その際、なりすまし等による不正受給を防止するため、本人確認書類については、基本的には、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、各種免許証などの顔写真が貼り付けられているものの提示を求めることが望ましいこと。

第12 オンライン申請方式の受付及び給付に係る留意点

1 オンライン申請の早期の申請受付開始

- （1）今回の給付事業においては、感染拡大防止の観点から、郵送方式のほか、オンライン申請方式を基本とすることとしている（「特別定額給付金（仮称）事業の実施について」（令和2年4月20日総行政第67号）6参照）。オンライン申請方式は、給付対象者からの早期の申請受付・支給を行うことが可能であるものであり、また、内閣府がマイナポータルを改修することによりオンライン申請受付システムを整備することから、市区町村は費用負担なく簡易に当該システムを利用できることを踏まえ、各市区町村においてはオンライン申請方式を採用し、これを活用して申請受付を早期に開始することを積極的に

検討すること。

- (2) オンライン申請受付システムについては、令和 2 年 5 月 1 日から、全ての市区町村において利用可能となること。

2 オンライン申請受付の早期処理及び早期支給

オンライン申請の受付開始後は、申請受付データの早期処理及び給付金の早期支給に努めること。（「特別定額給付金（仮称）事業に係るマイナポータルを通じたオンライン申請の実現について～オンライン申請受付の早期処理及び早期支給の実現～」（令和 2 年 4 月 29 日付事務連絡）参照）

- (1) マイナポータルにおけるオンライン申請の受付を開始した場合、同日から申請・受給権者の申請が可能となり、申請者の申請受付データの保存も開始されるため、オンライン申請の受付に必要なマイナポータルの受付データを取得する端末と、当該端末の通信に係るネットワーク設定等を早期に実施すること。
- (2) オンライン申請の受付開始後は、リストの整備前においても、オンライン申請に係る給付の処理を別途行うこととし、申請受付から可能な限り短期間で給付決定及び給付を実施すること。

3 他の申請方式との調整

- (1) オンライン申請の受付にあたり、同一の者から他の方式による申請があった場合には調整を行い、二重支給が生じないよう適切な管理を行うこと。
- (2) オンライン申請を行った者については、市区町村から郵送方式による申請書が届いたとしても、申請書の返送は不要であることを周知すること。

4 受付データと給付対象者リストの突合

給付金の支給の審査に当たっては、リストに記載された給付対象者とオンライン申請の申請受付データにリストアップされた申請者とを突合することとなる。オンライン申請の申請受付データについては、この突合を迅速・確実にするため、利用者証明用電子証明書情報（以下「シリアル番号情報」という。）をその中に含めることとしていることから、リストにおいても給付対象者に係るシリアル番号情報を記載すること。（「特別定額給付金（仮称）事業に係るマイナポータルを通じたオンライン申請の実現について」（令和 2 年 4 月 26 日付事務連絡）参照）

第 13 申請書が届かない方の取扱い

1 ホームレス等の取扱い

ホームレス等については、申請書等が手元に届かないことが考えられることから、管内の自立支援センターやホームレス支援団体とも連携して、その生活実態を踏まえ、以下のことについてホームレス等への周知等を図ること。（「ホ

ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について」(令和2年4月28日事務連絡)参照)

- (1) ホームレス等のうち住民基本台帳に記録がある方は、当該住民票所在市区町村から申請書を入手の上、申請することとなること。その際、記録の有無の確認については、住民票所在市区町村であると考えられる市区町村に問い合わせるように案内することが適当であること。
- (2) ホームレス等のうち基準日の翌日以降、居住市区町村において住民基本台帳に記録される場合、ホームレス等の住居については以下のような方法も考えられること。
 - ① 自立支援センター等が生活の本拠たる住所として認定される場合があること。
 - ② ネットカフェの利用について長期契約を締結し、長期にわたって滞在する利用者の意思が明確にされ、かつ、店舗が利用者の住所として住民基本台帳に記録されていることについて店舗の管理者が同意しているようなケースにおいては、生活の本拠たる住所として認定される場合もあること。
- (3) ホームレス等の場合、第8の2の(1)の③における窓口での申請及び、第11の2における窓口での給付におけるやむを得ない場合に当たり得ること。

2 無戸籍者の取扱い

無戸籍である申出者から、特別定額給付金の給付について相談を受けた市区町村の手続きの流れは以下のとおりであること。(「特別定額給付金事業における無戸籍者の取扱いについて」(令和2年4月30日事務連絡)参照)

- (1) 相談を受けた市区町村は、申出者の同意を得た上で、法務局長又は地方法務局長(以下「法務局長等」という。)に対して、当該申出者について法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を願い出ること。

なお、証明を願い出る際には、以下の事項について可能な範囲で申出者から聴取し、証明の願い出と併せて法務局長等に伝達することが望ましいこと。

- ① 申出に係る者の氏名、居所及び生年月日
- ② 申出に係る者の母の氏名、本籍及び住所
- ③ 過去における行政機関への相談の有無(有の場合、行政機関名及び相談年月日)

④ その他参考となる事項

- (2) 法務局長等から、確認の結果が市区町村長宛てに通知されること。
- (3) 上記(2)において当該申出に係る者が法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けた市区町村長は、その情報を参考とし、相当と認めるときは、当該申出者宛てに、特別定額給付金の申請書を送付すること。以後は、通常と同様の申請手続きを行うこととなること。

(4) 上記(2)において当該申出に係る者が法務局等において無戸籍者として把握していないことの証明を受けた市区町村長は、当該申出者宛てに、その旨を通知すること。

3 被収容者等

(1) 矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所)や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等(以下「被収容者等」という。)が、基準日において当該収容施設等を住所地として住民登録している場合には、施設の所在する市区町村から当該収容施設等に申請書が送付され、申請することが可能であること。

(2) 被収容者等が、基準日において当該収容施設等を住所地として住民登録していない場合には、元の住所地に申請書が送付されることとなること。

この場合において、被収容者等が単身世帯の場合には、当該申請書を受領することが困難であるため、住民登録している市区町村に対し、申請書の再発行及び当該収容施設等への送付を依頼することにより、申請することが可能となること。

(3) 被収容者等への給付に際して、第11の2におけるやむを得ない場合に当たるときは、刑事収容施設等の場合、現金書留封筒を開ける際に当該収容施設の職員が法令の規定(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第44条第3号等)により開封し、現金書留の封入額の中身を確実に確認することができることを踏まえ、例外的に現金書留によることも差し支えないものであること。

① 刑事収容施設等の場合、現金書留封筒を開ける際には当該収容施設の職員が法令の規定(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第44条第3号等)により開封し、現金書留の封入額の中身を、当該収容施設の職員が確実に確認することができること。

4 リスト上の住所地とは異なる場所に居住している者の取扱い

リスト上の住所地とは異なる場所に居住している者が、基準日において現在の居住地を住所地として住民登録していない場合には、元の住所地に申請書が送付されることとなること。

この場合において、やむを得ない事由で当該申請書を受領することが困難であるときには、住民登録している市区町村に対し、申請書の再発行及び現在の居住地等への送付を依頼することにより、申請することが可能となること。

第3章 円滑な事業実施における留意点

第14 広報

給付対象者が申請受付開始後、速やかに申請ができるよう、申請受付開始までに特別定額給付金の情報を届けるための十分な広報が必要であること。また、申請受付開始や受付期限前に、各種媒体を利用した適時の効果的な情報発信を行い、周知を図ること。

- 1 市区町村は給付事業の基本的枠組み（給付対象者、申請・受給権者、代理人の範囲等）や申請受付から給付の流れ、申請受付開始日や申請期限について、住民にわかりやすく周知すること。
- 2 広報誌、ウェブサイト、SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン等）、ポスター、チラシ、地方テレビのCM、地方新聞の広告、コミュニティラジオの広告を活用するなど、多様な手法を組み合わせることにより、広報効果を最大化すること。
- 3 上記の手法については、外国人や情報弱者に対して正確に情報が伝わるよう、多言語対応や視覚障害者対応等に努めること。
- 4 国において多言語に対応した給付金の概要や申請方法などを解説するチラシを作成し、順次提供していくので、積極的に活用されたいこと。

また、市区町村の外国人コミュニティのネットワークを効果的に活用するとともに、外国食材店等へのポスターの掲示やチラシの配布等具体的な方法により周知を図ること。

- 5 総務省において視覚障害者に対応した給付金の概要や申請方法などを読み上げる音声コードを印刷したチラシを作成するので、積極的に活用されたいこと。

また、視覚障害者の情報保障のため、申請書を郵送する際に、音声コード・拡大文字を活用することや、給付事業に関する情報提供の際にも、ウェブサイトに音声読み上げソフトを利用している方のためのテキストページの作成、目の不自由な人のための音声ページの提供などの方法について積極的に検討されたいこと。（「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について」（令和2年4月30日事務連絡）参照）

- 6 DV等避難者の支援を行っているNPOに対し、特別な手続きに関する記載を盛り込んだ支援対象者向けのチラシの配布を依頼するなど、丁寧に周知を図ること。
- 7 ホームレス等への周知にあたっては、ホームレス等の生活場所を訪ねてチラシを手渡ししながら情報提供するなど、広告媒体に接する機会が少ない方々に寄り添った周知を図ること。

なお、国においてホームレス等への広報用のチラシについて、ひな型を作成して提供する予定なので、活用されたいこと。

- 8 訪問介護サービスや病院等の単身世帯高齢者と接点がある事業者等に対し

てポスターの掲示やチラシの配布を依頼するなど、きめ細やかな周知を図ること。

- 9 バス・地下鉄等の公共交通機関や関係行政機関と連携してポスター掲示やチラシの配布を依頼するなど、幅広い周知を図ること。
- 10 総務省において印刷、配送するチラシやポスターを活用されたいこと。また総務省ウェブサイトのリンクはフリーであるので活用されたいこと。（「特別定額給付金制度に係る広報のお願いについて」（令和2年4月30日事務連絡）参照）

第15 感染拡大防止策

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず申請書を窓口で受け付ける場合、また、窓口で給付する場合、窓口の分散化、消毒薬の設置、職員のマスクの着用及びうがい・手洗いの励行等の感染拡大防止対策の徹底を図ること。

第16 犯罪対策

- 1 給付金事業を装った個人情報の詐取や詐欺被害を未然に防止するため、警察、消費生活センター等関係機関と連携して各種広報媒体を利用した広報啓発を実施するなど、住民に対する注意喚起に努めること。

なお、政府において給付金詐欺の注意喚起を促すためのビラを作成したので、申請書に同封して住民の皆様へ送付するなど、活用されたいこと。（「総務大臣メール」（第8号：特別定額給付金申請書2種について）（令和2年4月24日）参照）

- 2 申請書類や本人確認書類の偽造が疑われる場合は、私文書偽造、詐欺事件となることを念頭に給付の差し控えを検討し、警察へ届出するなど厳正な対応をすること。また、給付後に申請書類の偽造等が判明した場合は、返還を求めること。
- 3 窓口におけるトラブル発生時は、組織的な対応により職員に危害及ばないよう適切に対処するとともに、暴行等事件発生時には、迅速に110番等通報を行い、警察へ被害届を出すなど厳正に対応すること。

第17 随意契約

- 1 給付事業の実施に必要な契約を外部の事業者等と締結する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付す

ることができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられること。

- 2 市区町村においては、上記を参照の上、緊急経済対策の趣旨及び給付金事業の目的を踏まえ、個々の契約の具体的な内容を踏まえて随意契約の可否について判断する等、適切に対処すること。（「特別定額給付金（仮称）事業の実施に必要な契約の締結について」（令和2年4月28日事務連絡）参照）
- 3 委託した外部の事業者等に所属する従業員の個人情報、市区町村が定めている個人情報保護条例に基づき、契約上必要な範囲で利用する等、適正に取り扱うこと。

第18 個人情報保護

- 1 住民の方から給付事業のためにいただいた銀行口座情報を含めた個人情報は、市区町村が定めている個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用する等、適正に取り扱うこと。
- 2 市区町村において、外部の事業者等に業務を委託する場合は、当該委託先においても、1の対応を徹底すること。

第19 申請が行われなかった場合等の取扱い

- 1 市区町村が第8の2の申請書の送付及びオンライン申請の受付を行い、また第13の広報を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から申請期限までに第8の2による申請が行われなかった場合、申請・受給権者が特別定額給付金の受給を辞退したものとみなすものとする。
- 2 市区町村が第10の給付の決定を行った後、申請書の不備による振込み不能等、申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、市が申請・受給者又はその代理人に連絡・確認に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

第20 その他

特別定額給付金の各制度における取扱いは以下のとおりであること。

- (1) 特別定額給付金は生活保護の被保護者も給付の対象となること。また、その収入認定の取扱いについては、経済対策の趣旨・目的に鑑み、収入として認定しない取扱いとする方針であること。（「特別定額給付金の生活保護制度上の取扱い方針について」（令和2年4月21日事務連絡 厚生労働省社会・援護局保護課）参照）
- (2) 特別定額給付金は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律25号）（以下「新型

コロナ国税臨特法」という。)及び地方税法の規定により、国税及び地方税において非課税措置が講じられていること。

(3) 特別定額給付金は、新型コロナ国税臨特法及び地方税法の規定により、国税及び地方税について、差押え禁止の措置が講じられていること。

(4) 特別定額給付金は「令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」(令和2年法律第27号)により、権利の差押え等の禁止及び金銭の差押えの禁止の措置が講じられていること。なお、施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった特別定額給付金についても適用されること(ただし、施行前の差押えは有効であること)。

特別定額給付金申請書

様式1

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

市区町村
受付印

○ 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ)	現 住 所	生年月日
氏 名		
プレプリント	プレプリント住所△プレプリント方書	明治・大正・昭和・平成
署名(又は記名押印)		
印	日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください
1 千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	☐
2 千代田 花子	妻	平成2年4月1日	☐
3 千代田 直子	子	令和元年12月31日	☐
4			☐
5			☐
6			☐
合計金額	3 0 0 , 0 0 0 円		

○ 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。)

☐ A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

☐ この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落とし、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)

また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) ☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※ 欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュ カードに記載された記号・番号をお書き ください。	1 0 ※		

○ B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の			を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。	署名(又は記名押印)
申請・請求 受給 申請・請求及び受給			世帯主氏名	⑩

申請者本人確認書類

写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

写し貼付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ☐ ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか
再度御確認ください。
- ☐ ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致する
ことを御確認ください。
- ☐ ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

宛て先	プレプリント市町村長 様	申請日	20 年 月 日	様式2
下記の事項に同意のうえ、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請します。 【同意事項】・受給資格の確認に当たり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。 ・公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出に応じること。また、他の市区町村に居在地の確認をさせていただくことがあること。 ・口座の不備等で振り込みが完了せず、申請受付開始日から3ヶ月後までに、市区町村が、申請者（代理人も含む）に連絡・確認できない場合、この申請が取り下げられたものとみなされること。 ・他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給した場合には、返還に応じること。 ・住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還に応じること。				
住所	プレプリント住所△プレプリント方書			
フリガナ	プレプリント方	生年月日	プレプリント生年月日	
氏名	署名(自署) ※ (印)	連絡先	※昼間に連絡可能な電話番号を記載してください。 - -	
※代理申請の場合	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人住所	
上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の { 申請・請求 受給 申請・請求及び受給 } ← を委任します。 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） (印)

<添付書類1> (2枚目に貼付したらチェック欄(□)にレ)

申請者の「本人確認書類」	☐ 貼付しました
--------------	---------------------------------

いずれかにレ
記入が無い場合は「希望する」として取り扱います

<給付対象者> (住民票の世帯員)

	氏名	生年月日	続柄	特別定額給付金を	市区町村事務処理欄
1	千代田 太郎	昭和 60 年 10 月 1 日	世帯主	☐ 希望する ☐ 不要	
2	千代田 花子	平成 2 年 4 月 1 日	妻	☐ 希望する ☐ 不要	
3	千代田 直子	令和元年 12 月 31 日	子	☐ 希望する ☐ 不要	
4				☐ 希望する ☐ 不要	
5				☐ 希望する ☐ 不要	
6				☐ 希望する ☐ 不要	

※誤りがあれば朱書きで訂正してください

<受取方法> (いずれかにレ)

口座の有無	☐ 金融機関の 口座がある	☐ 金融機関の口座がない、又は金融機関 から著しく離れた場所に住んでいる
-------	---	--

◆ やむを得ず窓口で受取
この申請書は郵送せず、市区町村
の窓口提出してください

◆ 口座振込で受取 (申請者ご本人名義の口座に限りです)

口座名義人(カナ)																
⇒郵便局の通帳に振込の場合	通帳の記号					通帳の番号										
	1			0	-										1	
⇒銀行口座に振込の場合		口座番号														
カナ						☐ 普通										
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協					本店 支店	☐ 当座										

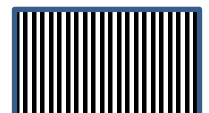
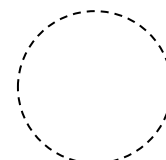
市区町村事務処理用 (全銀コード)									
9	9	0	0	-					
(全銀コード)									
				-					

<添付書類2> (当てはまるものにレ)

上記口座で市区町村と入金 (引去又は振込)した実績 があるもの	☐ なし ⇒振込先口座がわかるものの コピーを2枚目に貼付	☐ あり ⇒ 振込先口座がわかるものの貼付は不要 (選択) ☐ 市区町村の税金、保険料等 ☐ 水道料の引落 ☐ 児童手当の振込(公務員を除く)
--	---	--

市区町村事務処理欄

本人確認書類	口座確認書類	対象人数	給付決定額
			円



(申請書 2 枚目)

添付書類 貼り付け用紙

貼り付け欄 その 1

申請者（住民票の世帯主）の「本人確認書類の写し」

下記のうち、どれかを添付してください。

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー
- ・ 健康保険証のコピー
- ・ 年金手帳のコピー 等

貼り付け欄 その 2

振込先口座がわかる書類

- ・ 通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー

または

- ・ キャッシュカードのコピー 等

■お住まいの市区町村で、水道料や地方税等の引落とし又は払込みに現在使用している口座であって、申請者（受給者本人）の名義である場合は、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。

チェックリスト

以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください。

- ☐ ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ☐ ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ☐ ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

別添 2

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について

〔 令和 2 年 4 月 20 日
閣 議 決 定 〕

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月20日

目 次

第 1 章 経済の現状認識と本経済対策の考え方	1
Ⅰ. 経済の現状認識	1
Ⅱ. 経済対策の考え方	3
第 2 章 取り組む施策	7
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	7
1. マスク・消毒液等の確保	8
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	9
3. 医療提供体制の強化	10
4. 治療薬・ワクチンの開発加速	14
5. 帰国者等の受入れ体制の強化	15
6. 情報発信の充実	16
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	16
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	17
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	18
1. 雇用の維持	18
2. 資金繰り対策	19
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	21
4. 生活に困っている人々への支援	23
5. 税制措置	24
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	26
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント 事業等に対する支援	26
2. 地域経済の活性化	27

IV. 強靱な経済構造の構築	29
1. サプライチェーン改革	30
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力 の維持・強化及び国内供給力の強化支援	31
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーション の加速	33
4. 公共投資の早期執行等	37
V. 今後への備え	37

第 1 章 経済の現状認識と本経済対策の考え方

I. 経済の現状認識

＜新型コロナウイルス感染症の状況＞

新型コロナウイルス感染症（以下、本章において「感染症」という。）については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加している。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

現状は、ぎりぎり持ちこたえている状況にあるが、少しでも気を緩めれば、いつ急拡大してもおかしくない、まさに「瀬戸際」が続いている状況にある。

こうした状況から、政府として、国民の生命を守るため、4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行うとともに、7都府県について緊急事態措置を実施すべき区域とした後、4月16日には、全都道府県を緊急事態措置の対象としたところであり、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強力に推進していく。

＜経済の現状＞

感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、戦後最大とも言えるべき危機に直面している。

我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言えるべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。ま

た、設備投資は、感染症拡大以前から中国経済の減速の影響等により横ばい傾向となる中で、感染症の影響による業況悪化、そして先が見えないという不確実性の大きさが企業の投資意欲を萎縮させる要因となっている。

海外経済に目を向けると、感染症がパンデミック（世界的な大流行）の状態となり、欧米諸国をはじめ各国で、都市封鎖や外出制限といった措置が採られる中、需要が大幅に落ち込むとともに、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、グローバルなヒトやモノの流れが急速に収縮している。世界経済の成長率は、世界金融危機の影響でマイナスに陥った平成 21 年以来の、そしてそれを大きく超えるマイナス成長が見通されており¹、それが顕在化すれば、既に生じているインバウンドの大幅減少に加え、我が国のモノ・サービスの輸出全体も大幅に縮小することが見込まれる。

さらに、感染症拡大の収束が見通せず、先行きも、感染症による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意する必要がある。加えて、感染症の影響による、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、インバウンドを含め本年度に発現が期待されていた需要が先送りされることに加え、マインド面への影響や関連イベント主催の地域等への影響も懸念される。

こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用

¹ 国際通貨基金（IMF）の“World Economic Outlook, April 2020”（令和 2 年 4 月 14 日公表）。

内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。

また、プラス傾向で推移してきたGDPギャップは、感染症拡大以前の昨年10-12月期の時点で1.5%、年率換算の金額で約8兆円²のマイナス（需要不足）に転じた後、本年1-3月期も、感染症の影響により拡大したと見込まれる。世界経済の情勢も踏まえると4月以降もさらに悪化すると考えられ、これに備え、感染症の甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとしなければならない。

II. 経済対策の考え方

こうした中で、これまで政府としては、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、昨年度末に先立ち、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えを当面、最優先に全力で取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾³及び第2弾⁴、さらには「生活不安に対応するための緊急措置」⁵（以下、総称して「緊急対応策」という。）と、金融措置を含め総額2兆円規模の緊急に対応すべき対策を臨機応変に講じ、直ちに実行してきている。

その上で、上記の経済認識に立ち、海外発の下方リスクに対応する等の目的で策定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」⁶（以下「総合経済対策」という。）に加えて、G20首脳会議における「共同

² 内閣府試算値。年率換算の金額は、ある四半期のGDPギャップが一年にわたり続いた場合のGDPギャップの金額。

³ 令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁴ 令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁵ 令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁶ 令和元年12月5日閣議決定。

戦線を張る」との合意⁷に基づく国際協調の下、危機克服に向け、新たに補正予算を編成し、前例にとられることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す。

＜2つのフェーズ＞

本経済対策は、基本的な考え方として、大きくは次の2つの段階を意識したものとする。第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」であり、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階である。第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進、いわば「V字回復フェーズ」であり、早期のV字回復を目指し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階である。

＜5本の柱＞

こうした2つのフェーズを意識し、緊急事態宣言が行われた下での本経済対策は、以下の5つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を展開する。

第一に、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発である。国民の安心の確保、そして経済活動の一刻も早い再起動のためにも、感染拡大の防止と早期収束に引き続き全力を尽くす。このため、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本強化など感染拡大防止策や、感染者の急増化に備えた重症者の医療に重点を置く医療提供体制の早急な整備とともに、研究開発の加速により治療薬・ワクチン等の開発を一気に進める。

⁷ 令和2年3月26日新型コロナウイルス(COVID-19)に関するG20首脳テレビ会議首脳声明。

第二に、雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化である。感染症拡大の収束までの間、雇用・事業活動・生活を守り抜き、危機をしのぎ切ることで、その後の経済の力強い回復への基盤を築く。このため、「緊急対応策」で講じた各種措置を更に強力に推し進め、民間金融機関でも無利子の制度融資を受けられる制度や、特に厳しい影響を受けている中小・小規模事業者等への新たな給付金、収入に相当の減少があった事業者に対し延滞税等なしで納税等の猶予を認める特例など事業者の資金繰りや雇用の維持をあらゆる手段で強力に支援する。生活に困っている人々に対しては、新たな給付金の交付など思い切った支援策を講ずる。

第三に、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復である。感染症拡大の収束後の経済のV字回復のための反転攻勢を仕掛け、日本経済を一気呵成に安定的な成長軌道に戻す。このため、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業をターゲットに、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を短期集中で展開することにより、消費を思い切って喚起し、地域の活力を取り戻す。その際、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う需要の先送りを踏まえた経済の下支えに対応する。

第四に、将来を見据えた強靱な経済構造の構築である。今回の感染症拡大という危機をチャンスに転換し、将来の感染症リスクに対しても強靱な経済や社会の構造を築き、中長期的に持続的な成長の実現につなげていく。このため、生産拠点の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を強力に支援するとともに、テレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導などICT等を活用したリモート化やデジタル化の取組を加速する。その際、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期す。

第五に、今後への備えである。新型コロナウイルス感染症対策に関する予備費を創設し、感染の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を

躊躇なく講じていくための十二分の備えを整える。

このように、局面に応じて適時適切な政策を展開するという時間軸を十分意識しながら、本経済対策の各施策を戦略的に実行することにより、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。

本経済対策は、「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」で示された現場の方々からの切実な声や与党の提言を踏まえ、さらには政府・与野党連絡協議会における議論も真摯に受け止めて策定したものである。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する等の観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。強力な金融緩和が実施される下で、政府は、本経済対策による強大な財政政策を講じ、感染症の経済的影響に対する適切なポリシーミックスを図る。引き続き、政府は日本銀行と危機感を共有し、緊密な連携の下、この難局に立ち向かっていく。

第2章 取り組む施策

第1章の基本的な考え方に基づき、本経済対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え、を5つの柱とし、以下に掲げる施策を、時間軸を十分に意識しつつ、戦略的に実行する。施策の実行にあたっては関係者が緊密に連携し一丸となって取り組む。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

あわせて本経済対策に盛り込まれた施策をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組や我が国の状況について、国民及び諸外国に対して、分かりやすくかつ正確な形で伝わるよう、効果的な情報発信・広報を実施する。

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

新型コロナウイルス感染症の拡大を止めることが、経済の観点からも最重要である。国民の命と健康を守るため、まずは、資源を集中投入して感染拡大防止策を充実させ、一日も早い国民の不安解消を図る。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年を大幅に上回る需要が発生しているマスク・消毒液等について、十分な供給量を確保し、医療機関をはじめとする必要な施設に確実に配布する。

足下の感染拡大への対応として、必要な検査が確実に受けられる体

制を確保するとともに、いわゆる「3つの密」⁸を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願いしながら、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策を抜本的に強化する。同時に、感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備を早急に進める。これら感染拡大防止策や医療提供体制の整備について、地域の感染状況等の実情に応じて、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行していくことができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設する。

決定的な治療法が存在せず発症すれば対症療法を根気強く続けるしかないことが世界的にも大きな不安の原因であり、治療薬やワクチンの研究開発を最優先の課題として加速する。

帰国者等の受入れ体制の強化や情報発信の充実、感染国等への国際協力等も進めることで、感染拡大のリスクの最大限の低減を図る。

こうした措置について必要な予算を補正予算に計上するとともに、今後の動向については見込み難い面もあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を活用して上記交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる。

1. マスク・消毒液等の確保

国内でマスク・消毒液等を製造する企業に対して生産設備への投資を支援することで更なる増産に取り組み、マスクについては月7億枚を超える供給を確保するなど、例年の需要を上回る供給量を確保する。

その上で、マスク等の衛生資材を、介護施設、障害者福祉施設、保育所及び学校等に配布する。布製マスクについては、政府による買上げにより、介護施設利用者等及び妊婦に対して、順次、必要な枚数を配布するとともに、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・

⁸ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」。

高等専修学校等の児童・生徒及び教職員に対して、４月以降、１人２枚配布する。加えて、全国で５,０００万余りの世帯全てを対象に１住所当たり２枚配布する。

また、学校等において、衛生環境を改善し、感染のリスクを低減させる。

- ・ マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業（経済産業省）
- ・ 介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等（厚生労働省）
- ・ 学校や児童福祉施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・ 全世帯を対象とした布製マスクの配布（厚生労働省）
- ・ 学校における衛生環境の改善支援（文部科学省）
- ・ 自衛隊・警察・収容施設における新型コロナウイルス感染症対策の強化（防衛省、警察庁、法務省）

等

２．検査体制の強化と感染の早期発見

ＰＣＲ^９検査の検査機器の導入を支援することで、検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進し、検査能力を一層増強するとともに、保険適用自己負担分の公費負担を引き続き実施するなど、必要な新型コロナウイルス検査が確実に受けられる体制を確保する。また、ＰＣＲ法に加えて、抗体法、抗原法の検査手法の開発と検査に必要な資材の確保を進める。国と地方自治体の連携の下、保健所の体制強化に迅速に取り組みながら、いわゆるクラスターと呼ばれる集団感染の早期特定を促進し、患者の早期発見と重症化予防につなげる。

- ・ 全国の検疫所におけるＰＣＲ検査機器の配備等による検疫・検査

^９ ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）。ＤＮＡの断片を増幅する技術。

体制の強化（厚生労働省）

- ・ ＰＣＲ検査等における自己負担分の公費負担による検査等の着実な実施（厚生労働省）
- ・ 新たな検査法の確立等に向けた研究基盤の強化（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルスに係るゲノム解析等による感染拡大防止のための体制整備事業（厚生労働省）
- ・ 感染地域へのクラスターの専門家の派遣（厚生労働省）

等

３．医療提供体制の強化

感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備する。

まず、病床の確保や医療機器の整備、呼吸器疾患の専門医・看護師等の確保、ガウン等の医療資材の確保も含め、ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図る。具体的には、全国で感染症指定医療機関等の病床を更に積み増し、緊急時には５万を超える病床を確保するとともに、重症者の治療に必要となる人工呼吸器・人工肺の更なる整備に取り組む。また、医療用マスクを全国の医療機関等に対して４月中に追加で１,５００万枚を配布するなど、医療用マスク・ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に対して優先配布する。あわせて、患者を受け入れる医療機関について、診療報酬において、感染防止に留意した対応等を特例的に評価する。重症肺炎の症例の蓄積と共有に取り組む。

- ・ 国立病院機構（ＮＨＯ）及び地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）における医療提供体制の整備（厚生労働省）
- ・ 都道府県における医療機関の体制（病床・人工呼吸器・人工肺・医療従事者等）及び軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の創設）（厚生労働省）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）
- ・ 人工呼吸器生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ ECMO¹⁰チーム等養成研修事業（厚生労働省）
- ・ 大学病院における高度医療のための機器整備・人材養成支援（文部科学省）
- ・ 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担（厚生労働省）
- ・ 陽性無症状患者及び軽症者の受入れ可能な施設の整備（厚生労働省、警察庁）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）
- ・ 電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送するなどの費用の支援（厚生労働省）
- ・ 全国の病院の医療提供体制（患者受入体制、物資・医療機器等の保有状況等）や生活関連施設の必要物資の状況等を関係機関で効率的に把握・共有する仕組みの構築・運用（厚生労働省、内閣官房）
- ・ 医療提供の場の確保のための病院船の活用検討（内閣府、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ・ 消防・自衛隊における救急活動用の車両・資器材等の整備（総務省、防衛省）

等

○オンライン診療・服薬指導について実施すべき事項

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によっ

¹⁰ 体外式膜型人工肺（Extracorporeal Membrane Oxygenation）。

て活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。

(1) オンライン診療・電話診療の活用

①オンライン診療・電話診療の拡充（初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下において、国民・患者が安心して医療を受けることができるよう、初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備する。具体的には、医療の提供が必要と考える国民・患者に対して、電話等によりアクセス可能な医療機関又は医療機関の窓口となる連絡先等の情報を提供する体制を整備しつつ、当該情報に基づき電話等で連絡した患者に対して、対応する医療機関の医師は電話等による適切な診療を実施し、過去に受診歴がある又は診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断の結果等により基礎疾患の情報が把握できている患者については、医師の判断で診断や処方を行う。

さらに、過去に受診歴のない者について、医療機関（患者の利便に資するよう都道府県を經由して厚生労働省が公表）の電話等による診療を行う医師は、その判断により診断や処方を実施する。この場合においては、医薬品の横流し等のリスクに対応するために、医薬品の処方に一定の制限を行うこととする。

なお、電話等による診断や処方を行うに当たっては、以下の点にも十分留意することとする。

- ・ 電話等による診療を行う場合は、医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、必要に応じた対面診療への移行やあらかじめ承諾を得た他医療機関に紹介できることを条件とする。
- ・ 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するため

に可能な限りの措置を講ずる。

さらに、電話等による診療を実施した場合に、医療機関が十分な対価を得られるようにするとともに、オンライン診療がより実施・提供されやすくなるよう、新型コロナウイルス感染症の対応下においては、オンライン診療実施医療機関における 1 月当たりのオンライン診療料の算定回数の割合の制限（1 割以下）を見直す。

②医療関係者、国民・患者への周知徹底

上記の事項を実施する上で、電話等による診療について医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。あわせて、電話等による診療を実施する医療機関の一覧をホームページ等で公表し、逐次更新する。

（２）オンライン服薬指導・電話服薬指導の活用

①オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充（時限的対応）

新型コロナウイルス感染症の対応下において、患者・服薬情報に基づき薬剤師が適切と判断した場合には、薬剤の適正使用を確保するとともに、不正入手防止策を講じた上で、当該患者が電話等による診療を受診した場合のみならず、対面診療を受診した場合においても電話等による服薬指導を可能とする。

②電話等による受診勧奨時の一般医薬品の提供

新型コロナウイルス感染症の対応下、上記（１）①における医師が電話等により患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言等を実施した場合には、薬局等は当該患者の求めに応じ、一般用医薬品を患者宅に提供する。

③薬局、医療関係者及び国民・患者への周知徹底等

上記の事項を実施する上で、電話等による服薬指導及び薬剤の配送についてその実施方法等を具体化・明確化しつつ、全ての薬局が

対応することを含め、薬局、医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。

（３）対応期間内の検証

上記（１）及び（２）はいずれも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下にあることに鑑みて時限的な対応とするものであることから、感染が収束するまでの間とし、原則として３か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、（１）及び（２）の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、都道府県単位の協議会が実績や地域との連携状況についての評価を行うこととする。

４．治療薬・ワクチンの開発加速

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を根本的に解決するため、最優先の課題である有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を結集して一気に加速するとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図る。

具体的に、アビガン¹¹については、海外と協力しながら臨床研究を拡大するとともに薬の増産を開始し、令和２年度内に２００万人分の備蓄を確保することを目指す。また、フサン¹²については、観察研究等として、事前に同意を得た患者への投与を進める。さらに、大学や民間企業における治療薬やワクチンの開発・供給に向けた動きを力強く後押しし、特に、CEPI¹³、Gavi¹⁴への拠出を通じて世界に貢献

¹¹ 新型インフルエンザの治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐ効果があるが、副作用として胎児に対する催奇形性などが確認されており、新型コロナウイルス感染症に対しては新型インフルエンザの場合よりも増量して投与することが検討されていることを踏まえ、こうした効果や副作用、使用上の注意事項について十分な周知が必要。

¹² 肺炎の治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐことが期待されている薬。

¹³ 感染症流行対策イノベーション連合 (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)。

¹⁴ Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)。

する。また、薬事承認がされた有効なワクチンについては、国内企業の開発を後押しする観点も踏まえ、国家備蓄分として購入するなどの措置を速やかに検討する。

- ・ アビガン生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ フサン等の既存治療薬の治療効果及び安全性等の検討（厚生労働省）
- ・ 日本医療研究開発機構（AMED）への出資・補助による治療薬・ワクチンの開発の加速（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- ・ ワクチン開発に向けたCEPIへの拠出（厚生労働省）
- ・ 途上国支援に向けたGaviへの拠出（外務省、厚生労働省）
- ・ 治療薬・ワクチンの開発に資するデータ連携基盤の構築（内閣府）
等

5. 帰国者等の受入れ体制の強化

国内の感染拡大を防止するため、海外に在留する邦人も含め、機動的な水際対策を躊躇なく講ずる。入国拒否対象地域から帰国した邦人に対して、空港におけるPCR検査を確実に実施するなど検疫・検査体制を強化する。隔離が必要な帰国者等の受入れ体制について、公共交通機関に代わる移動手段の確保を含め、関係省庁の連携により、十分に確保する。

- ・ 全国の検疫所におけるPCR検査機器の配備等による検疫・検査体制の強化（厚生労働省）【再掲】
- ・ 緊急事態発生時における海外在留邦人保護等のための即応体制強化（外務省）
- ・ 国立青少年教育振興機構の受入れ環境を確保する取組への支援（文部科学省）
- ・ 隔離が必要な帰国者等の受入れ可能な施設の整備（防衛省）

等

6. 情報発信の充実

真に国民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行う。広報担当官の設置に加え、関係省庁ごとに発信している情報の政府全体での集約や、ウェブ上におけるワンストップ・プラットフォームの作成等にとどまらず、国民の知りたい情報を包括的に分かりやすく伝える観点からの効果的な広報を徹底する。治療薬やワクチンの開発状況に関して、分かりやすい情報発信に努める。感染者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼び掛ける啓発を進める。あわせて、1年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、日本に対する信頼を高めるための国際広報を充実させる。

- ・ ポータルサイト開設による広報の強化（内閣官房）
- ・ ソーシャルメディア等を通じた我が国の対応についての国外向け情報発信の強化（外務省）
- ・ 国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターの設置（厚生労働省）
- ・ 地方公共団体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備（総務省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援（厚生労働省）
- ・ 外国人の適切な医療機関受診方法等の周知（厚生労働省）

等

7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大と、その延長線で懸念される我が国への流入を阻止するため、現地で活動する国際機関とも連携

し、感染拡大の可能性が高い国の医療体制や公衆衛生の向上を支援する。特に、保健システムが脆弱な発展途上国に対して、医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、技術協力、国際連合児童基金（UNICEF）・国際連合開発計画（UNDP）・国際通貨基金（IMF）・世界銀行グループ（WBG）・アジア開発銀行（ADB）等の国際機関を通じた国際協力の一層の拡大を図る。

- ・ 無償資金協力、UNICEF、UNDP等を通じた途上国への医療関連機材や感染防護資機材の供与（外務省）
- ・ 保健分野等の専門家の派遣等による技術協力（外務省）
- ・ 国際原子力機関（IAEA）を通じた新型コロナウイルス感染症の早期診断・検査能力の構築支援（外務省）

等

8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

感染拡大防止のための学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対して、子供の居場所・学習機会・心のケア等の確保や修学旅行の中止・延期に伴う追加的費用の支援、子供の世話をする保護者の有給での休暇取得支援を図る。

- ・ 放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援（厚生労働省、内閣府）
- ・ 学習指導員の追加配置（文部科学省）
- ・ 学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援

金（厚生労働省）

- ・ 小学校の臨時休業等に伴う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（内閣府）
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業（厚生労働省）

等

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。この危機をしのぎ、次の段階である経済の力強い回復への基盤を築くため、困窮している事業者や全国全ての人々への新たな給付金制度の創設をはじめ、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員し、雇用と事業、そして国民の生活、文化芸術の灯を守り抜く。

1．雇用の維持

国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。このため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充を行う。あわせて、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う¹⁵。

¹⁵ このほか、生産指標の支給要件について、対前年同月比10%以上低下から5%以上低下に

内定が取り消された学生等の早期就職支援のため、新卒応援ハローワークに新卒者等を対象とした特別相談窓口を設置するとともに、非正規雇用労働者や外国人労働者等向けにハローワークにおける相談支援体制を強化する。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（厚生労働省）
- ・ 新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置（厚生労働省）
- ・ ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制等の強化（厚生労働省）
- ・ 雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化（法務省）

等

2. 資金繰り対策

事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策に万全を期す。個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保するとともに、手続きの迅速化に努める。また、更なる事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、日本政策金融公庫等の既往債務について、実質無利子・無担保融資への借換を可能とする。

あわせて、融資窓口を拡充する観点から、地方公共団体の制度融資

要件緩和、支給限度日数について、通常の1年100日、3年150日には緊急対応期間の支給は算入しない、といった特例拡大を実施。あわせて、教育訓練が必要な被保険者について、加算額を引き上げる措置を実施する。

を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を行いつつ、十分な規模の保証枠を確保する。民間金融機関の信用保証付の既往債務についても、同制度への借換を可能とする。同時に、医療・福祉事業者、農林漁業者、外食事業者、食品流通事業者の資金繰り支援に万全の措置を講ずる。

さらに、中堅・大企業向けに日本政策投資銀行（ＤＢＪ）及び商工組合中央金庫の危機対応融資等を活用し、資金繰り支援を行う。また、航空会社に対する着陸料等の支払い猶予を実施するとともに、ＤＢＪの危機対応融資等の機能を活用する。

民間金融機関による迅速かつ柔軟な既往債務の条件変更や新規融資の実施等を要請し、検査・監督の最重点事項として取組状況を報告徴求で確認し、更なる取組を促す。また、返済猶予等の条件変更を行った際の債権の区分など、個別の資産査定における民間金融機関の判断を尊重し、金融検査においてその適切性を否定しないものとする。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期す等の観点から、新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入やＣＰ・社債等の買入れの増額（追加買入枠２兆円）を含む金融緩和を強化する措置を実施している。

- ・ 日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子化含む）の継続（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の実質無利子化（経済産業省）
- ・ 日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の借換（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 保証料減免を含む信用保証の強化・拡充（経済産業省）
- ・ 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設（経済産業省、金融庁）

- ・ 小規模企業共済の契約者に対する、掛金納付額の範囲内での無利子融資の実施（経済産業省）
- ・ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充（厚生労働省、内閣府）
- ・ 農林漁業者向け融資の実質無利子・無担保化等の資金繰り支援の拡充（農林水産省、内閣府）
- ・ 中堅外食事業者資金融通円滑化対策（農林水産省）
- ・ 中小食品流通事業者の信用力強化（債務保証事業）（農林水産省）
- ・ 航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や危機対応融資等（国土交通省、財務省）
- ・ 民間金融機関への要請¹⁶に際し、事業者の貸出し後の返済能力の変化を適時適切に捉えた対応の徹底（金融庁、農林水産省）
- ・ 民間金融機関による政府系金融機関との連携の強化（金融庁、農林水産省）
- ・ 金融機関との取引に関する金融庁相談ダイヤルの提供（金融庁）
- ・ 資金繰り支援対策の周知広報の徹底（金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省）
- ・ 信用情報に関する柔軟な取扱いの要請（金融庁）
- ・ 有価証券報告書等の提出期限に係る柔軟な取扱い（金融庁）
- ・ 企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会の設置（金融庁）

等

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持

¹⁶「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話）」（令和2年3月6日）。

続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

さらに、中小・小規模事業者が生産性向上に取り組んでいけるよう、総合経済対策において創設された中小企業生産性革命推進事業について、特別枠を設定（補助率の引上げ等）するとともに、相談体制の強化等を図るほか、地域の雇用や技術・ノウハウといった経営資源の引継ぎや事業再編を後押しする。また、中小・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように、取引適正化等を促進する体制を整備する。

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）
- ・ 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（経済産業省）
- ・ 地域企業再起支援事業（経済産業省）
- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）
- ・ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業（経済産業省）
- ・ 経営環境悪化のしわ寄せ防止に向けた取引適正化等を促進する体制整備（経済産業省、内閣府）
- ・ 収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予（税制措置（後述）と同様の対応）（厚生労働省）
- ・ 賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払

い猶予など柔軟な措置の検討要請¹⁷の周知（国土交通省）

- ・ 旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用（国土交通省）

等

4. 生活に困っている人々への支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり 10 万円の給付を行う。また、マイナンバーカードを活用した受付システムの整備も行う。さらに、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する¹⁸。

- ・ 全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））（総務省）

¹⁷ 「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（依頼）」（令和 2 年 3 月 31 日国土交通省）。

¹⁸ まず、緊急小口資金で最大 20 万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大 20 万円を 3 ヶ月間貸し付けることで対応（合計 80 万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとする。

- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）
- ・ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- ・ 収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除（厚生労働省）
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続（厚生労働省）
- ・ 住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充（厚生労働省）
- ・ 奨学金や授業料の減免を通じた支援（文部科学省）
- ・ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施（厚生労働省）
- ・ セーフティネット住宅の家賃低廉化など住まいの確保支援（国土交通省）
- ・ 自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充（厚生労働省）
- ・ 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充（内閣府）
- ・ 法的トラブル解決に向けた法テラスによる支援の充実（法務省）
- ・ 消費生活センター等における相談体制の強化（消費者庁）

等

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長を行う。これらの措置による減収額については、全額国費で補填する。

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問合せや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行うとともに、申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う。

- ・ 納税の猶予制度の特例（財務省、総務省、厚生労働省）
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例（財務省）
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（経済産業省）
- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（経済産業省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（経済産業省）
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（国土交通省）

- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（国土交通省）
- ・ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（財務省）
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（財務省）

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後は、反転攻勢のフェーズとして、今回の事態により甚大な影響を受けた分野に重点的にターゲットを置き、国民広くに裨益する、短期集中の思い切った支援策を講ずる。官民を挙げた大規模なキャンペーンを展開することを通じて、国内の人の流れと街の賑わいを作り出すとともに、消費需要を大胆に喚起し、日本経済を再び確かな成長軌道へ一気呵成に回復させていく。同時に、インバウンド復活への取組や農林水産業への経営支援等も通じ、地域経済の再活性化の機運を盛り上げる。

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、G o T oキャンペーン（仮称）として、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する。その際、キャンペーン全体で統一的な事務局を設

置の上、全国津々浦々から本事業に参加する事業者を募集する。また、全国の商店街等において賑わいを回復するためのイベント開催等のキャンペーン実施を支援する。この際、民間企業や自治体、商店街等と連携し、官民一体でわかりやすく周知するための広報を実施する。

- ・ G o T o キャンペーン事業（仮称）（内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省）
- ・ 観光需要喚起に向けた国を挙げた運動の展開（国土交通省）

2. 地域経済の活性化

感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。地域産業の中核である農林水産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により直面している急激な人手不足に対応するため、即戦力人材等の確保や人材育成のための機械・設備の導入等を支援するとともに、農林水産業の経営不安に対処する支援策を講ずる。

また、人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活気を取り戻す。

新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む地域に関する正確な情報発信やマーケティング

グ、地域ごとの魅力あるコンテンツへの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーション等に官民を挙げて取り組む。

さらに、１年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンへの支援策を講ずるとともに、国立公園等の自然の魅力を活かした誘客・ワーケーション¹⁹の推進と当該地域の雇用の維持・確保等により、多方面から地域の再活性化を強力に支援する。

これら地域経済の活性化等²⁰に向けて、ＤＢＪの投資機能を強化し、民間投資について、地域金融機関等と一体となって中長期にわたる支援を行うとともに、地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）【再掲】
- ・ 農業及び水産業における労働力確保緊急支援事業（農林水産省）
- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）
- ・ 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（農林水産省）
- ・ 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（農林水産省）
- ・ 漁業収入安定対策事業（農林水産省）
- ・ 野菜価格安定対策事業（農林水産省）
- ・ 文化芸術・スポーツ施設への感染症防止対策等支援（文部科学省）
- ・ スポーツイベント再開に向けた感染症防止対策・広報等支援（文部科学省）
- ・ 生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学

¹⁹ ワーケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語。観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむもの。

²⁰ IV. 強靱な経済構造の構築に資する取組を含む。

省)【再掲】

- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用(文部科学省)【再掲】
- ・ 観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行客の受入環境の整備(国土交通省)
- ・ 誘客多角化に向けた地域の観光資源等の魅力的な滞在コンテンツへの磨き上げ(国土交通省)
- ・ 日本政府観光局(JNTO)を通じた訪日外国人旅行客の需要回復のための大規模プロモーション(国土交通省)
- ・ 飲食店等における高機能換気設備等の導入支援(環境省)
- ・ 放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(総務省)
- ・ クラウドファンディング等を活用した中小企業の地域産品の販路開拓支援(JAPANブランド育成支援等事業)(経済産業省)
- ・ 地域経済の見える化システム開発による地域再活性化支援事業(内閣府)
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウン支援(内閣官房)
- ・ 国立公園等への誘客・ワーケーションの推進(環境省)
- ・ 特定有人国境離島地域等における滞在型観光の促進等(内閣府、国土交通省)
- ・ 沖縄振興特定事業推進費(内閣府)
- ・ DBJの投資機能を活用する「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド(仮称)」の創設(財務省)

等

IV. 強靱な経済構造の構築

世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定等を通じ、自

由貿易を推進し、国内産業の高付加価値化を進めることが重要である。感染症の拡大の影響により寸断し、ダメージを受けたサプライチェーンについて、経済安全保障の観点から、生産拠点の国内回帰や多元化を強力に支援するとともに、事態収束後に再び継続的に外需の取込みを図るべく、海外展開企業の事業の円滑化や農林水産物・食品の輸出力の維持・強化に取り組む。また、今回の事態の中で進んだ、あるいはニーズが顕在化したテレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導等リモート化の取組を加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションを一気に進めるとともに、脱炭素社会への移行も推進する。こうした取組を通じて、将来の感染症に対して強靱な経済構造を構築し、中長期的に持続的な成長軌道を実確なものとするとともに、公共投資の早期執行により景気の下支えにも万全を期す。

1. サプライチェーン改革

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、マスク等の衛生用品も含めた我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、複数年にわたる取組により、国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援する。具体的には、一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）とともに、マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる（中小企業への補助率4分の3、大企業は3分の2）。また、海外依存度が高い医薬品原薬等の国内製造拠点の整備も支援する（補助率2分の1）。さらに、我が国に供給する製品・部素材で、一国依存度が高いものについて、ASEAN諸国等への生産設備の多元化を支援する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）。

加えて、一国依存度が高い部素材の代替や使用量低減、データ連携等を通じた迅速・柔軟なサプライチェーンの組替え等、サプライチェ

ーン強靱化に資する技術開発を行うとともに、レアメタルの確保・備蓄を進める。

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）
- ・ 医薬品原薬等の国内製造拠点の整備のための製造設備の支援（厚生労働省）
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業（経済産業省）
- ・ サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証（経済産業省）
- ・ 東アジア経済統合研究協力（サプライチェーン強靱化・リスク管理等）（経済産業省）
- ・ 生産拠点の国内回帰等を踏まえた企業のRE100²¹等に資する自家消費型太陽光発電設備等の導入による脱炭素社会への転換支援（環境省）
- ・ 希少金属（レアメタル）備蓄対策事業（経済産業省）
- ・ 中小・小規模事業者への感染症対策を含むBCP（事業継続計画）策定支援（経済産業省）

等

2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援

新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航が制限されるなど、中小企業等の海外展開に支障が生じていることから、日本貿易振興機構（JETRO）による海外展開企業からの相談体制の拡充、越境ECに対する支援により中小企業の海外展開・販路開拓をきめ細かく支援するとともに、国内コンテンツの海外展開も支援する。

農林水産物・食品については、感染症の影響により毀損した輸出商

²¹ 再生可能エネルギー100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブ。

流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向け先転換等に対応するための施設整備等を進めるとともに、海外向け商談・プロモーションを支援する。また、今回顕在化した安定的な輸入への不安や新たな需要に対応するため、産地と実需者の連携による安定供給に向けた施設整備等を支援するとともに、需要が急減した花きの公共施設等における活用拡大の取組を支援する。さらに、インバウンド急減等により在庫の滞留や価格下落等が生じている食肉・果物・林水産物等について、今後の海外展開やインバウンド対応を見据え、生産・供給体制を維持するための一時的な保管や販売促進等の取組を支援する。

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）を活用した国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の融資（総合経済対策において創設された「成長投資ファシリティ」を拡充）と、国際協力機構（ＪＩＣＡ）の緊急円借款等により、アジア等への日本企業の海外事業を支援し、現地経済活動の維持に貢献する。

- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）【再掲】
- ・ 非対面・遠隔の海外展開支援サービス充実（越境ＥＣ促進等）（経済産業省）
- ・ ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業（経済産業省）【再掲】
- ・ コンテンツグローバル需要創出促進事業（経済産業省）
- ・ 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援（農林水産省）
- ・ 国産農畜産物供給力強靱化対策（農林水産省）
- ・ 国内外の新たな需要に対応した次期作の取組支援（農林水産省）
- ・ 公共施設等における花きの活用拡大支援（農林水産省）
- ・ 和牛肉保管在庫支援緊急対策（農林水産省）
- ・ 輸出原木保管等緊急支援事業（農林水産省）
- ・ 特定水産物供給平準化事業（農林水産省）
- ・ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業（農林水産省）

- ・ 酒類の海外展開推進、国内消費回復・拡大支援事業（財務省）
- ・ J B I C の「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ（仮称）」の創設（外為特会を活用）（財務省）
- ・ J I C A の「新型コロナ危機対応緊急支援円借款（仮称）」の創設（財務省、外務省）
- ・ 水・衛生分野を中心とした国際機関との連携等を通じた日本企業海外展開支援（外務省）

等

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業におけるテレワークの取組が促されるとともに、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育など I C T 等を活用したリモート・サービスへのニーズの高さが改めて浮き彫りとなった。Society 5.0 の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、政府としてワイズ・スペンディングの考え方の下、デジタル・ニューディールを重点的に進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない。

このため、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。あわせて、国家公務員のテレワーク環境整備も進める。

遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場への I C T 技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅での P C 等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。また、E d T e c h の学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテ

ンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

また、チャット等を活用した遠隔での医師等による健康相談を可能にする環境整備を進める。

あわせて、マイナンバーカードを通じた行政サービスの提供を推進する観点から、マイナンバー・マイナンバーカードの更なる活用も見据えた検討も含め、行政サービスや中小企業のデジタル化を推進するとともに²²、障害福祉分野や建設・海事分野等のICT化を進める。

- ・ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の拡充（厚生労働省）
- ・ テレワークマネージャーによる相談体制の拡充（総務省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）【再掲】
- ・ G I G Aスクール構想の加速（文部科学省）
- ・ 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- ・ E d T e c h 導入実証を含む遠隔教育・在宅教育普及促進事業（経済産業省）
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）【再掲】
- ・ 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする光ファイバ整

²² 「株主総会運営に係るQ&A」（令和2年4月2日経済産業省・法務省）において、オンラインでの株主総会の開催が可能である旨の見解が示されている。

備の推進（総務省）

- ・ マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付の促進（総務省）
- ・ J グランツ（オンライン補助金申請システム）の機能拡充等（経済産業省）
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業（経済産業省）
- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）

【再掲】

- ・ インフラ・物流分野等におけるデジタル・トランスフォーメーション（令和5年度までに小規模を除く全ての公共事業についてB I M／C I M²³活用へ転換等）を通じた抜本的な生産性の向上（国土交通省）

等

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（１）ＩＣＴ環境の早急な整備

小中学校の児童生徒１人に１台のＰＣ等端末を整備する補正予算の執行に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登校できない児童生徒が自宅等において端末を利用してオンラインでの授業が受けられるよう、具体的な整備の方法・手順について、文部科学省を中心に関係省庁で協議し、可能な限り早期に端末が手

²³ B I M（Building Information Modeling）／C I M（Construction Information Modeling）は、測量・調査、設計段階から３次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階においても３次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの。

元に届き通信環境も含め利用できるようにする。その際、自宅にアクセス可能なＰＣ、タブレット等があるかなどを考慮して、必要な者に対して優先的に行き渡るよう配慮する必要がある。

（２）遠隔授業における要件の見直し

現在、遠隔授業は「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の３つに分類されているが、いずれも受信側に教師がいることが必須要件である。児童生徒が自宅からＩＣＴで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるが、この場合であっても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

また、上記遠隔授業においては、「同時双方向」であることが必須要件とされている。児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

（３）遠隔授業における単位取得数の制限緩和

高校の場合は、「高等学校が、対面により行う授業と同等の教育効果を有すると認めるとき」に遠隔授業が可能とされているが、その単位数には上限（36 単位）が設定されている。大学も同様に、単位数が 124 単位中 60 単位までとの制限がある。これらの遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。

（４）オンラインカリキュラムの整備

オンライン上の教育コンテンツは（ＮＨＫや YouTube、各種教育機関等のホームページ等において）拡充しつつあり、文部科学省もホームページ等で紹介している（※）。児童生徒や学生が自宅等で学習を進められるように、オンラインカリキュラムの充実を図る。

（※）臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）

(5) オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

4. 公共投資の早期執行等

生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進する。令和元年度補正予算や臨時・特別の措置も含めた令和2年度当初予算等については、上半期の契約率目標を定めて早期執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期す。

V. 今後への備え

感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整えるため、これまでを上回る規模の「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を創設する。

緊急経済対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 総合経済対策	9. 8 兆円 程度	1 9. 8 兆円 程度
II. 緊急対応策第 1 弾・第 2 弾	0. 5 兆円 程度	2. 1 兆円 程度
III. 新たな追加分	3 8. 1 兆円 程度	9 5. 2 兆円 程度
合計	4 8. 4 兆円 程度	1 1 7. 1 兆円 程度

(注 1) I. は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)のうち今後効果が発現すると見込まれるものをいう。

(注 2) II. は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第 1 弾(令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第 2 弾(令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るものをいう。

（参考 1） 5 つの柱毎の内訳

	（財政支出）	（事業規模）
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	2. 5 兆円 程度	2. 5 兆円 程度
II. 雇用の維持と事業の継続	3 0. 8 兆円 程度	8 8. 8 兆円 程度
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	3. 3 兆円 程度	8. 5 兆円 程度
IV. 強靱な経済構造の構築	1 0. 2 兆円 程度	1 5. 7 兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5 兆円 程度	1. 5 兆円 程度
合計	4 8. 4 兆円 程度	1 1 7. 1 兆円 程度

(参考2) 財政支出の内訳

	(財政支出)	〔 うち 国・地方の歳出 〕	〔 うち 財政投融资 〕
I. 感染拡大防止策 と医療提供体制 の整備及び治療 薬の開発	2. 5兆円 程度	2. 5兆円 程度	—
II. 雇用の維持と事 業の継続	30. 8兆円 程度	21. 1兆円 程度	9. 7兆円 程度
III. 次の段階として の官民を挙げた 経済活動の回復	3. 3兆円 程度	2. 8兆円 程度	0. 5兆円 程度
IV. 強靱な経済構造 の構築	10. 2兆円 程度	8. 0兆円 程度	2. 3兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5兆円 程度	1. 5兆円 程度	—
合計	48. 4兆円 程度	35. 8兆円 程度 (注1)	12. 5兆円 程度 (注2)

(注1) 国費は33. 9兆円であり、うち、令和2年度補正予算は27. 5兆円（一般会計25. 6兆円、特別会計1. 9兆円）である。

(注2) 令和2年度補正予算における追加額は10. 1兆円である。

総合経済対策のうち今後効果が発現すると見込まれる主な施策

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

- ・ 中小企業生産性革命推進事業
- ・ 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）
- ・ 地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）
- ・ 事業承継・世代交代集中支援事業
- ・ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

等

Ⅲ．次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- ・ 「マイナポイント」を活用した消費活性化策
- ・ 住宅市場安定化対策事業（すまい給付金）
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業
- ・ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 先導的人材マッチング事業の創設
- ・ 首都圏空港の機能強化

等

Ⅳ．強靱な経済構造の構築

- ・ ＪＢＩＣによる日本企業の海外Ｍ＆Ａやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援
- ・ 革新的環境イノベーション戦略加速プログラム
- ・ 世界を牽引するイノベーション確立のための部材や素材の社会実装・普

及展開加速化事業

- ・ 海外需要創出等支援・輸出環境整備緊急対策事業
- ・ グローバル産地づくり緊急対策事業
- ・ ポスト5G情報通信システム基盤強化対策
- ・ 5G整備を促進する金融支援
- ・ GIGAスクール構想の実現
- ・ 自然災害からの復旧・復興の加速のための公共投資
- ・ 防災・減災、国土強靱化の強力な推進のための公共投資

等

社援保発 0501 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の 生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添 1「特別定額給付金について」（令和 2 年 4 月 30 日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下、「総務省事務連絡」という。）及び別添 2「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」（令和 2 年 5 月 1 日府子本第 575 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

特別定額給付金及び子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、各給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱いについて

特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されている

ことから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。

被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・見舞金等とは異なり、当該給付金の全額を収入として認定しないこととするので、自立更生計画等を徴取する必要はないこと。

(2) 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成27年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する給付金（商品券等を含む）については、当該給付金の趣旨・目的が、下記のいずれかに該当する場合は、収入として認定しない取扱いとする。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であれば、収入として認定しないこと。

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、次官通知第8の

3の(3)のケに定める額の範囲内につき、収入として認定しないこと。なお、額の範囲についてこれによりがたい場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(6)のイにあたるものとして、厚生労働大臣に情報提供すること。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が上記の給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問18により、この場合、「必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」とともに、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としているので、こうした点についても周知すること。

また、特別定額給付金の支給において、福祉事務所で把握している世帯員と、基準日(令和2年4月27日)時点における住民基本台帳上の世帯員に差異がある場合に、世帯主(被保護者)に受給時点の世帯員数以上の給付金が振り込まれた場合には、本来受給すべき者に確実に届くように、また、当該被保護世帯の世帯員分が、当該被保護世帯以外の者に振り込まれる場合は、当該被保護世帯の世帯員分について請求を行うように、助言指導を行うこと。

さらに、こうした助言指導においては、家計改善支援事業や、自立支援プログラムにおける金銭管理支援等を活用することが望ましい。当該事業を実施していない地方自治体におかれては積極的に実施されたい。なお、当該事業の実施に要する費用については、国庫補助による支援を実施しているので、活用されたい。

3 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の手持金について

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年3月31日社保第51号厚生省社会局保護課長通知)に定める手持金の累積額には、当面の間、上記の給付金の受給による金銭は算定しないこと。